

4 特定外来生物対策の支援について

我が国では、人為的に持ち込まれた外来生物が増加しており、地域固有の生物相や生態系に及ぼす影響が危惧されている。

関東地方においても、飼育されていたものが逸出、逃亡したことなどにより野生化したアライグマ、キョン、クリハラリス、アメリカミンクやカミツキガメなどのほか、輸入貨物や建築資材などに紛れ込んだヒアリ、セアカゴケグモ、クビアカツヤカミキリなどの特定外来生物が定着、あるいは侵入しつつある。

外来生物による影響は大きく生物多様性への影響、農林水産業等への影響、人の健康への影響などがある。

生物多様性への影響としては在来種の捕食や競合・駆逐などがあげられるが、アライグマ、キョン、クリハラリスやクビアカツヤカミキリなどによる農林業被害が及ぼす地域経済への影響は深刻であり、毒性のあるヒアリやセアカゴケグモなどによる人的被害も地域の安全・安心にとって脅威である。

これら特定外来生物の発生都県においては、防除対策を積極的に推進しているところであるが、生息域は拡大しつつあり、県域を越えた防除対策が求められるところである。

そこで、被害及び分布の拡大を防止するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 国が主体となって研究・開発を進め有効な防除方法を確立するとともに、特にクビアカツヤカミキリについては、幼虫に対する防除効果が期待できる農薬の試験を実施し、農薬の適用範囲を拡大するとともに登録農薬の種類を増やすこと。
- 2 防除作業を効果的かつ効率的に実施できるよう、環境省の「生物多様性保全推進交付金」の拡充、又は特定外来生物に特化した

新たな補助制度の創設などを行い、資機材の購入費等に対する支援を充実するとともに、専門業者への委託費などを支援の対象とすること。

- 3 特定外来生物に対する試験研究や防除対策を機動的に実施するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく飼養や運搬等の許可制度について合理的な運用を行うこと。
- 4 生息域が急速に拡大しており、県域を越えた防除対策が必要であることから、特定外来生物の発生情報や先進的な防除方法等を国が積極的に収集し、速やかに全国に伝える広域防除に関する情報ネットワークを早急に構築すること。